

令和3年度 企企委第12号 静岡市移住促進支援等業務公募型プロポーザルへの質問について、以下のとおり回答します。

NO.	質問事項	回答
1	<p>「静岡市移住促進支援等業務仕様書」の「4 業務内容 (1)」掲載の「外部環境」と「内部環境」とは、例えばどのようなことを指しておりますでしょうか。何をもとに「外部」と「内部」の区別を行っているか、把握したいと考えております。</p>	<p>「内部環境」とは、ターゲットやコミュニケーションプラン等を定める上で必要となる静岡市内における環境を指し、多数のものが該当すると考えられますが、一例としては静岡市の人口動態や現状の静岡市の移住促進施策などを想定しております。「外部環境」とは、静岡市外の環境を指し、一例としては国の人口動態や他自治体の移住促進施策などを想定しており、「内部環境」以外に必要なすべての環境が該当します。</p>
2	<p>静岡市へ移住した方の一部でも「家族構成・移住元エリア・移住動機」という情報を知り得る、アンケートなどのデータはありますか。</p>	<p>東京・有楽町の静岡市移住支援センターを經由した移住者の動機については、契約予定者と「秘密の保持」、「個人情報の保護」の規定を含む委託契約書を締結した後で共有することが可能です。</p>
3	<p>「静岡市移住促進支援等業務公募型プロポーザル実施要領」のP.7「審査基準」の「⑤業務遂行」に「※企画提案書に具体的な外部環境、内部環境、ターゲット、コミュニケーションプラン、コンセプト、ビジュアルアイデンティティを記載する必要はない。」と記載がありますが、具体的な提案をした場合でも加点対象にならないという理解であっていただけますでしょうか。もしくはした場合には減点となりますでしょうか。</p>	<p>外部環境、内部環境、ターゲット、コミュニケーションプラン、コンセプト、ビジュアルアイデンティティは、契約後に本業務の中で提案・決定するものであるため、企画提案書の作成時点において具体的な提案をすることはできないものと認識しています。そのため、具体的な提案をした場合でも加点対象になりません。また、具体的な提案をした場合でも本業務の目的を逸脱していなければ減点になりません。</p>
4	<p>「静岡市移住促進支援等業務公募型プロポーザル実施要領」のP.7「審査基準」の「⑥業務遂行」のWEBサイト制作は、コミュニケーションプラン、コンセプト、VIなどによって内容や構成は変わるとは思われますが、主に、「※WEBサイト構築後の活用方を提案すること。」に記載されている通り、活用方針がメインの提案内容という理解でよろしいでしょうか。また、⑤同様に具体的な提案（サイト構成やデザイン）した場合でも加点対象にならないという理解であっていただけますでしょうか。</p>	<p>WEBサイト制作については、「静岡市移住促進支援等業務仕様書」の「4 業務内容」の「(4)①WEBサイト制作」のAに「サイト構成、コンテンツ、デザインはターゲット、VI（ビジュアルアイデンティティ）、コミュニケーションプランに基づいた内容とすること」と規定しており、企画提案書の作成時点においてWEBサイトの具体的な内容について提案をすることはできないものと認識しています。そのため、主にWEBサイト構築後の活用方を提案することとしています。なお、具体的な提案（サイト構成やデザイン等）をした場合でも加点対象になりません。</p>